水の公園福島潟菱風荘 指定管理者 募集要項

令和3年8月新潟市北区産業振興課

【目次】

1 施設連営の基本万針	• • • • • • • • • 1
2 施設の概要	1
3 施設管理に関する法令等	• • • • • • • • • 1
4 指定管理者の業務の範囲	2
5 指定予定期間	3
6 指定管理料(委託料)の取り扱い	3
7 自主事業の取り扱い	3
8 応募資格	4
9 募集スケジュール(概要)	5
10 提出書類	• • • • • • • • 6
1 1 評価項目(選定基準)	• • • • • • • • 6
12 説明会と質疑,申請書類の提出について	6
13 評価会議の開催と指定管理者の選定について	• • • • • • • • • • 7
14 協定の締結	8
15 賠償責任と保険加入	1 0
16 リスクへの対応	1 0
17 災害発生時の対応	1 1
18 モニタリング及び実績評価に関する事項	1 1
19 遵守すべき関係法令等	• • • • • • • • • 1 1
20 再委託先の労働条件の把握	1 2
21 業務引き継ぎ	1 2
22 事業の継続が困難となった場合の措置	1 2
23 注意事項	1 3
2.4 添付資料	1 3

1 施設運営の基本方針

水の公園福島潟菱風荘(以下,「菱風荘」という。)は、福島潟で自然にふれあいながら学校行事や子ども会等の自然体験活動を通して、次代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促すための宿泊施設として、また、福島潟の自然観察や写真撮影、観光等に訪れた人々の利用も可能な施設として平成12年11月より運営してきました。

平成18年度には、コテージ7棟、体験棟1棟を増築、既存本館と併せ平成19年4月1日に リニューアルオープン、指定管理者制度を導入しました。

福島潟の自然体験活動を生かした各種自主事業の展開により、サービスの向上を図り、子どもたちをはじめとする多くの人に福島潟の豊かな自然に親しんでもらえる施設の管理・運営を行なうことを基本方針とします。

2 施設の概要

名 称	水の公園福島潟菱風荘
所 在 地	新潟市北区前新田乙364番地1
+/=11.4-1444	本館:鉄骨一部2階 体験棟:木造一部2階
施設規模	コテージ(一般): 木造平屋×6棟 コテージ(身障者): 木造平屋×1棟
	本館:428 m² 体験棟:294 m²
建築面積	コテージ (一般):39㎡×6棟 (和室3棟,洋室3棟)
	コテージ(身障者): 4 6 ㎡× 1 棟(洋室)
敷地面積	10,163 m ²
	本 館:ロビー,大広間(和室21畳2室),個室(洋室ツイン2室),
	調理室,浴室(浴槽×1,シャワー×7)
ナチン状宝巾	体 験 棟:体験室,作業室,資料室
主な施設	コテージ(一般): 和室3棟(6人利用),洋室3棟(6人利用)
	コテージ(身障者): 洋室1棟(6人利用)
	*コテージは台所、浴室つき
開館日	本 館:平成12年11月4日
用	その他: 平成19年 4月1日

※詳細は、|資料 1 | 「菱風荘」施設概要及び資料 2 | 「菱風荘」設備概要を参照ください。

3 施設管理に関する法令等

業務を遂行する上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守することとし、特に以下のことに留意してください。

(1) 地方自治法

·第244条第2項

普通地方公共団体(指定管理者を含む。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

·第244条第3項

普通地方公共団体(指定管理者を含む。)は、住民が公の施設を利用することについて、不

当な差別取扱いをしてはならない。

(2) 新潟市都市公園条例及び施行規則

4 指定管理者の業務の範囲

(詳細は、「水の公園福島潟菱風荘指定管理者業務仕様書」参照)

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 広報に関する業務(施設案内パンフレット,ホームページの作成等)
- ③ その他の業務

(2) 利用者サービスに関する業務(自主事業)

- ① 各種講座,集会等の企画及び誘致事業
- ② 施設内での飲食提供事業
- ③ 施設内での物販事業(自動販売機,公衆電話含む)
- ④ 自然体験事業
- ⑤ その他の事業
- * 自主事業とは、市が定める事業のほか、指定管理者が施設の設置目的の範囲内で、市の承認を得て魅力ある事業を独自に展開することをいいます。

(3) 施設の維持管理に関する業務

- ① 保守管理業務
- ② 設備機器管理業務
- ③ 清掃業務
- ④ 備品管理業務
- ⑤ 駐車場管理業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 修繕業務
- ⑧ 外構植栽管理業務

(4) 経営管理に関する業務

- ① 事業計画書の作成業務
- ② 事業報告書の作成業務
- ③ 事業評価業務(利用者アンケート等による自己評価の実施)
- ④ 指定期間終了時の引継業務

(5) その他の業務

- ① 管理体制の整備等
- ② 防災・危機管理に関する業務
- ③ 文書の管理
- ④ 保険への加入
- ⑤ 個人情報の保護
- ⑥ 環境への配慮
- ⑦ その他の留意事項

5 指定予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

6 指定管理料(委託料)の取扱い

菱風荘では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う当該施設の運営管理事業 に要する経費のほか、利用者が支払う施設の利用料金や、指定管理者自らが企画・実施する事業 (自主事業)の収入を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料

指定期間の指定管理料の額は、応募者の提案事項としますが、令和3年度の指定管理料4,250千円(税込)をベースに新潟市と指定管理者の協議によって定めます。 なお、決定した指定管理料は、精算いたしません。

(2) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。なお、支払い時期や 方法は協定で定めます。

(3)管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 管理費 (光熱水費,保守管理費,修繕費等)
- ③ 事務費(消耗品費, 印刷製本費, 通信費等)

(5) 施設修繕の取り扱い

- ① 建物の躯体に係る工事や大規模修繕は、市が行います。
- ② 小規模修繕は、指定管理料及び利用料金の収入で指定管理者が行います。

(6) 備品の取り扱い

- ① 指定管理者が指定管理料及び利用料金の収入で購入した備品は、原則として市の所有とします。
- ② 指定管理者が調達した備品は、指定管理者の所有とします。
- ③ 備品の購入にあたっては、あらかじめ市と協議のうえ購入します。

(7)利用料金について

施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を経て 定めることができます。

(8) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- ① 指定管理料
- ② 利用料金収入
- ③ 指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他外部資金

7 自主事業の取り扱い

指定管理者は、菱風荘の本来の利用を妨げず指定管理業務に支障がない範囲で、指定管理者の 責任及び費用負担で菱風荘を活用し、積極的に自主事業を行ってください。 自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実 施状況及び収支結果は市へ報告してください。

なお、自動販売機については、利益の一部を施設の運営にあて、指定管理料を削減する場合に限り、自主事業として設置することができます。その場合、都市公園法及び新潟市都市公園条例により便益施設の設置許可を市に求め、公園施設設置料を市へ納付してください。

指定管理料を削減する提案を行う場合は、様式9,5.収支計画(1)利用料金等の収支計画「自主事業会計からの充当額」の欄等において具体的削減額を提案してください。

8 応募資格

(1) 応募者の資格

新潟市内に事業所を置く法人その他の団体(以下,「法人等」という。)が応募できます。個人は, 応募することができません。また, 次に該当する法人等は, 応募することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - ※指定管理者の指定の申請後に同様の制限を課されたものはその時点で失格となります。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③ 最近1年間の国、県、市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ④ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑤ 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑥ 地方自治法第92条の2 (議員の兼業禁止),第142条(長の兼業禁止),第166条 (副市長の兼業禁止),第180条の5 (委員会の委員及び委員の兼業禁止)の規定に該当するもの。ただし、本市が資本金、基本金、その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及び地縁団体を除く。
- ① 団体及びその他役員等(法人である場合にはその役員,その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を,法人以外の団体である場合には代表者,理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が,暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。), 暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ※当該事実照会を県警本部に行います。また、指定管理者に指定した後においても当該指 定管理者である団体が排除の対象に該当する疑いが生じたときは、当該事実の内容につ いて県警本部に照会します。

(2) グループ (共同企業体) での応募について

- ① グループで応募する場合は、グループを代表する法人等(以下、代表団体)という。)を 定めてください。
- ② グループを構成する法人等(以下「構成団体」という。)は、単独で応募することはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- ⑤ 本市及び利用者等に対する責任については、グループの全ての参加団体が負います。

9 募集スケジュール(概要)

募集及び選定のスケジュールは、以下を予定しています。

項 目	時 期
募集要項の公表及び配付期間	令和3年8月13日(金)~9月13日(月) ※市報掲載8月15日(日)
募集説明会参加申込書締切	令和3年8月23日(月)
募集説明会	令和3年8月25日 (水) 現地で14:00~
募集に関する質問の受付	令和3年8月25日(水)~8月30日(月)
質問に対する回答	令和3年9月3日(金)
申請書等応募書類の提出期間	令和3年9月6日(月)~9月13日(月)
第一次審査(書類審査)	令和3年9月下旬
第二次審査 (公開プレゼンテーション・ ヒアリング,審査)	令和 3 年 10 月上・中旬
審査結果の公表	令和3年10月中旬
指定管理者の指定	令和3年12月議会
指定管理者との協定書協議	令和4年1月~3月
指定管理業務の開始	令和4年4月1日(金)

10 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

詳細は様式集を参照し、簡潔に要点がよくわかるよう作成してください。なお、書類の不備は、審査時の減点対象となります。グループで応募する場合は、①、⑥、⑦、⑧以外の書類は、全ての構成員ごとに提出してください。

①指定申請書(新潟市都市公園条例施行規則別記様式8号の3)	様式3	
②誓約書	様式4	
③法人等の概要	様式5	
④役員名簿	様式6	
⑤類似施設の管理業務実績	様式7	
⑥経営理念と申請動機	様式8	
⑦事業計画書(提案書)※1	様式9	
⑧概要版 ※ 2	様式 10	
⑨労働実態審査チェックシート	様式 11	正本1部
⑩グループ結成に係る協定書又はこれに相当する書類		副本9部
⑪定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類		
⑫当該団体の事業計画書,収支予算書		
(指定申請書提出日の属する事業年度のもの)	任意	
③当該団体の事業報告書,収支決算書 (貸借対照表,損益計算書等	様式	
で指定申請提出日の属する事業年度の前事業年度のもの)		
④団体等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書		
類(パンフレット等)		
⑤公開プレゼンテーション用資料		
⑩登記簿謄本(法人以外の場合は、これに類するもの)	各 種	正本1部
⑰国・県・市への納めるべき税等の未納がないことを証明する書類	証明書	正平1司)

- ※1 事業計画書作成にあたっては、別紙資料3, 資料4を参考としてください。
- ※2 概要版は、⑦事業計画書(提案書)の項目全てについて、簡潔な形で記載してください。 議会での説明資料等に使用するため、公表できる内容で作成してください。 A4縦2ページ以内で作成してください。

11 評価項目(選定基準)

資料5「指定管理者選定基準・評価項目」のとおりです。また、サービスの維持・向上や指定 管理者の意欲のさらなる向上のため、次期選定に際して現指定管理者が応募した場合は、 これまでの管理運営の実績に基づき加減点を行うことがあります。

12 説明会と質疑、申請書類の提出について

- (1) 募集要項の配布
 - ① 配布期間: 令和3年8月13日(金)から

② 配布場所:新潟市北区役所産業振興課 新潟市北区東栄町1丁目1番14号 ※新潟市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会の開催

施設の運営状況や設備等に関する説明会を開催します。<u>応募を予定する団体は必ずこの説明</u> 会にご参加ください。なお、当日、施設図面等の資料を配布します。

○開催日時:令和3年8月25日(水)午後2時から午後4時まで

○場 所:菱風荘

○参加人数:1団体につき2人以内

○申込方法:募集要項説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上,

FAXまたはメールで送付してください。電話での申し込みの受付けは行いま

せん。

○申 込 先:新潟市北区役所産業振興課

FAX 025-384-6712/メール sangyo.n@city.niigata.lg.jp

○申込期間:令和8月23日(月) 午後5時まで

(3) 質問書の受付(※上記12(2)説明会に参加された団体のみ受け付けします。)

募集事項の内容等に関する質問を下記のとおり受け付けます。

○受付期間:令和3年8月25日(水)から8月30日(月)午後5時まで

○受付方法:募集要項に関する質問書(様式2)に記入の上,FAXまたはメールで送付してください。

電話や来館での質問の受け付けは行いません。

○送付先: 新潟市北区役所地域課

FAX 025-384-6712/メール sangyo.n@city.niigata.lg.jp

(4) 質問書の回答

質問書及びその回答は、原則新潟市ホームページ上で9月3日(金)を目途に公開します。 質問をした団体名は公表しません。

また, 意見の表明と誤解されるもの, 質問内容が不明瞭なものについては, 回答しないこと もあります。

(5) 申請書類の受付

・受付期間:令和3年9月6日(月)午前9時から9月13日(月)午後5時まで

・受付方法:郵送または持参で提出してください。(郵送の場合は9月5日必着)

・提 出 先:新潟市北区役所産業振興課

〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号 TEL025-387-1195

13 評価会議の開催と指定管理者の選定について

(1) 評価会議の開催

① 一次審査(書類審査)

指定管理者の申請書類を提出した団体に対し、書類審査を行います。審査結果については、 様式5に記載の担当者宛に文書で通知します。

- ・開催日時:令和3年9月下旬(予定)
- ② 第二次審査(公開プレゼンテーション・ヒアリング,審査)

公開プレゼンテーション・ヒアリング、審査により選定します。実施方法など詳細については、第一次審査通過団体に対し別途通知します。

なお, 応募者多数の場合は, 書類審査のみで第一審査を行ない, 上位3位程度を対象に第 二次審査を行ないます。

・開催日時:令和3年10月上・中旬(予定)

(2) 選定方法

① 申請書類の確認

応募者から提出された申請書類について、市で確認します。

- ② 外部の有識者等で構成される「水の公園福島潟菱風荘指定管理者申請者評価会議 (以下,「評価会議」という)」を開催し、11で示した評価項目につき評価を行います。
- ③ 評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定します。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、申請者あてに通知します。

また、指定管理者候補として選定した後、ホームページで審査結果等を公表します。

(4) 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定します。

(5) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者との間で協定を締結します。

14 協定の締結

(1) 基本的な考え方

議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。 なお、協定書の発効は令和4年4月1日とします。

(2) 協定内容の協議

応募時に提案された内容については、基本的に尊重することとしますが、評価会議で意見を付された事項や市の財政状況等による変更について、基本協定や各年度の年度協定を締結する際に改めて協議するものとします。

(3) 主な協定内容

【基本協定】

- 目的
- ・管理の基本方針
- ・用語の定義
- 対象施設
- ・ 指定期間及び事業年度
- ・管理業務の範囲
- ・市が行う業務の範囲
- ・管理業務の実施

- ・ 再委託の禁止
- ・権利譲渡の禁止
- ・管理施設の改修等
- ・緊急時の対応
- •情報管理
- •情報公開
- 事業計画書
- ・事業遂行の記録
- 利用者アンケート
- 事業報告書
- ・業務実施状況の確認
- ・業務の改善勧告
- ・指定の取り消し
- ・ 指定管理料の支払い
- ・利用料金収入の取り扱い
- ・利用料金の決定
- 損害賠償等
- ・第三者への賠償
- 保険
- ・リスク分担
- ・不可抗力発生時の対応等
- ・公の施設の災害時の利用
- ・暴力団等の排除
- ・障がい等を理由とする差別の禁止
- 業務の引き継ぎ等
- 原状復帰義務
- 備品
- 消耗品
- ・協定の変更
- 本業務の範囲外の業務
- ・解釈(協定書の解釈に関する規定)
- ・ 疑義についての協議 (一般的な規定として, 疑義について規定)
- 裁判管轄
- ・その他新潟市長が必要と認める事項

【年度協定】

- ・目的(協定の目的を明記)
- 各年度の業務内容
- 各年度の指定管理料
- ・支払いの留保

- ・支払いの特例
- ・ 疑義等の決定 (規定以外の事項については、基本協定の規定による。)

15 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害 賠償責任保険へ加入してください。

16 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、次の負担区分を基本として対応するものと し、それ以外のリスク負担については、指定管理者と新潟市が協議して定めるものとします。

	内 容		リスク負担者		
種 類			指 定管理者		
物価変動	物価変動による経費の増大		0		
金利変動	金利の変動による経費の増大		0		
税制·法令 改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増大又 は減少	0			
LIXIE.	上記以外の改正等による経費の増大又は減少		0		
その他の	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度 変更等による経費の増大又は減少	0			
制度改正	上記以外の条例,規則等の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少		0		
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		0		
	経年劣化によるもので小規模なもの(1件につき5万円以下)		0		
	経年劣化によるもので上記以外のもの	0			
施設•設備	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰す べき事由によるもの		0		
の損傷等	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模なもの (1 件につき 5 万円以下)		0		
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	0			
Yet you bet on	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		0		
資料等の	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模なもの		0		
棄損等	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	0			
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、火災、暴動等、指定管理者の責めに 帰すことのできない自然的現象又は人為的な行為による業務の 変更、中止、休業等による損失	0			
管理運営 上の事故	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき 行為により利用者に損害を与えた場合		0		
等に伴う 損害賠償	騒音,振動,悪臭など管理運営上において周辺住民の生活環境 を阻害し損害を与えた場合		0		
施設の競 合	競合施設の新設などにより利用者が減少した場合		0		

事業終了	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務	
時の費用	を廃止した場合における事業者の撤収費用	

17 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、 被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓 練等の対応を行ってください。

 \bigcirc

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性があります。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は別途協議します。

18 モニタリング及び実績評価に関する事項

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告(月次,年間等)を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から意見箱、アンケート、対面会話による意見聞き取りを組み合わせて、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、月次及び年間の事業報告の際に市に報告し、合わせて施設内に掲示するものとします。また、苦情については、月次の事業報告とは別に、遅滞なく所管課へ報告するものとします。

(3) 市が行うモニタリングに関する事項(公の施設目標管理型評価書等)

市は、指定期間中に、業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、公の施設目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、資料6のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めます。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた 基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知 や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービス低下につ ながる事も懸念されることから、その実態を把握するため、労働実態モニタリングを実施しま す。

指定管理者は適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

19 遵守すべき関係法令等

- 地方自治法
- ・新潟市都市公園条例及び施行規則
- · 新潟市環境基本計画
- · 新潟市地球温暖化対策実行計画

- 労働基準法
- 労働関係調整法
- 労働安全衛生法
- 最低賃金法
- 建築基準法
- 消防法
- 個人情報保護法
- · 新潟市個人情報保護条例
- 新潟市情報公開条例
- · 新潟市行政手続条例
- ・新潟市法令遵守の推進等に関する条例
- · 新潟市暴力団排除条例
- ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
- · 新潟市公文書管理条例
- ・その他、業務遂行に関する法令及び条例等

20 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務を市の承認を得て第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や 賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなる よう確認してください。

21 業務引き継ぎ

指定管理者は、令和4年3月末までに前期指定管理者が利用を許可した予約申込につき、令和4年4月以降に全て引き継ぐものとします。

なお、指定期間終了時には、市又は次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引き継ぎを行うものとします。

引き継ぎに際しては、市が立ち会い、引き継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が調整し、別途連絡します。

22 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、菱風荘の業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(2) 市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等,市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により,業務の継続が 困難になった場合,事業継続の可否について協議するものとします。

23 注意事項

- (1) 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募書類の記載に虚偽又は不正があった場合、その他応募団体及びその関係者において不法 又は不正な行為があった場合には、失格とします。
- (4) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微なものを除く。)
- (5) 応募者は、評価委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。
- (6) 応募者一団体(グループ)につき、提案は一案とします。
- (7) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (8) 応募書類は、情報公開請求対象文書となります。
- (9) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (10) 応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属します。本市は応募者の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (11) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (12) 選定結果の公表に際して、指定管理者候補者に選定された応募者名ならびに応募者全員の 採点結果を公表します。
- (13) 書類提出後に応募を辞退する場合は、指定管理者応募辞退届(様式11)を提出してください。
- (14) 施設の管理にあたり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。
- (15)業務について地方自治法第199条第4項に基づき、新潟市の監査委員等による監査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査へ協力してください。

24 添付資料

資料 1 「菱風荘」施設概要

資料2「菱風荘」設備概要

資料3「菱風荘」収支状況

資料4 「菱風荘」利用状況と料金表

|資料 5 | 「菱風荘」指定管理者選定基準・評価項目

資料6 「菱風荘」公の施設目標管理型評価書

「菱風荘」施設概要

① 本館

階	合計面積 (m²)	施設	備考
1 階	307.00	受付事務室 風除室 ロビー 調理室 ドイレ (男性) トイレ (女性) トイレ (身障者) 倉庫 大広間 (21畳) 2室 管理人室 その他	キッチン台2台, ガス3口 浴槽約840 ^½ ¾, シャワー7台 (座敷テーブル, 布団, リネ ンなど)
2階	75.30	ロビー 個室(ツイン)2室 倉庫 その他	(簡易ベット, リネンなど)
地下倉庫		屋根付き収納	刈払機,除雪機など

② 体験棟

階	合計面積 (m²)	施設	備考	
1 階	294.16	体験室 作業室 資料 エル 倉庫 トイレ (男性) トイレ (女性) トイレ (身障者) 玄関	(作業テーブル, イス) (紙漉き作業道具など)	
2階	66.10	小屋裏収納		

③ コテージ (7棟)

階	合計面積 (m²)	施設	備考
1 階	284.24	リビング 台所 浴室 トイレ 玄関	(和室3棟は10畳の畳敷, 洋室3棟および身障者棟は フローリング)

- ※ 敷地面積・・・10,163m²
- ※ 施設の平面図は説明会で配布します

「菱風荘」設備概要

① 電機設備

	本館	体験棟	コテージ
受電方式		高圧 6.6 KV	
トランス容量		8 5 KVA	
契約電力		6 0 K	

② 給排水設備

		本館	体験棟	コテージ
局原	斤給湯	_	作業室	台所
糸	合水	直結給水		
引起	乙口径	5 0 mm		
桝数	雑排水	汚水系統192個 合併処理100人槽		
177十安义	汚水	雨水系統 5個		

③ ガス設備

	本館	体験棟	コテージ
ガスの種類	LPG 2本 20kg/h	LPG 6本 20kg/h	LPG 2本 8kg/h
	メーター	メーター 7号	メーター 3号
	YAZAKI SY25MT		

④ 空調設備

	本館	体験棟	コテージ
エアコンの種類	クリーンヒーターエ	パッケージエアコン	パッケージエアコン
	アコン (灯油)	(ガスエンジン)	(電気)
	FF式温風暖房機		

⑤ 消防設備

	本館	体験棟	コテージ
火災報知設備	自動火災報知器	機械警備	機械警備
消火器	3本	2本	1棟につき1本
排煙	自然排煙	自然排煙	自然排煙

(参考:光熱費の使用について)

	本館	体験棟	コテージ
エアコン	電気 (夏)・灯油 (冬)	ガス	電気
給湯	灯油	ガス	ガス
調理(台所)	ガス	_	電気 (IH)

「菱風荘」収支状況

1. 「菱風荘」指定管理収支状況

(1) 収入 (単位 千円 税込)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
指定管理料	4,200	4,200	4,231	4,250	16,881
コロナによる補填分	,		251	1,932	2,183
利用料金収入	16,791	17,812	16,409	7,976	58,988
自動販売機収入	37	38	32	20	127
合計 (A)	21,028	22,050	20,923	14,178	78,179

(2) 支 出 (単位 千円 税込)

					(+12	<u>- 111 1ルペン/</u>
	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
1)	件費	10,928	11,456	11,181	9,844	43,409
②传	R 守管理費	7,081	6,661	6,610	5,038	25,390
項	修繕費	77	178	158	100	513
'	水道光熱費	2,429	2,430	2,454	1,886	9,199
目	業務委託料	4,575	4,053	3,998	3,052	15,678
37	の他管理経費	3,238	3,438	3,132	2,795	12,603
7.5	備品·消耗品費	385	390	276	334	1,385
項	保険料	71	89	87	79	326
	租税公課	17	10	10	2	39
l∎	使用料·賃借料	663	680	686	693	2,722
	その他	2,102	2,269	2,073	1,687	8,131
合計	+(1+2+3) (B)	21,247	21,555	20,923	17,677	81,402
(3)	収 支				(単位	
収3	z差額 (A)-(B)	-219	495	0	-3,499	-3,223

2. 「菱風荘」自主事業収支状況

|収支差額 (A)-(B)|

(1) 収入 (単位 千円 税込)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
施設利用料	504	552	604	359	2,019
自主事業	5,073	5,745	4,036	976	15,830
合計 (A)	5,577	6,297	4,640	1,335	17,849

(2) 支 出 (単位 千円 税込)

	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
1) É	自主事業費	3,738	4,375	3,021	627	11,761
27	その他管理経費	321	188	179	186	874
	広告宣伝費	72	5	5	0	82
項目	備品·消耗品費	37	8	34	26	105
	その他	212	175	140	160	687
合訂	†(1)+2) (B)	4,059	4,563	3,200	813	12,635
(3)	収 支				(畄位	一

1,734

1,440

522

5,214

1,518

「菱風荘」利用状況と料金表

1. 菱風荘利用状況

(1)一般利用 (単位 人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
宿泊利用者	5,277	5,574	5,173	2,222	18,246
日帰利用者	1,517	1,182	1,141	392	4,232
合計	6,794	6,756	6,314	2,614	22,478

(2)自主事業 (単位 人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
自主事業利用者	5,925	6,359	6,635	1,180	20,099

令和2年度 菱風荘月別利用状況集計表 (単位:人. 円税込)

13 JH =		<u> </u>				
	宿泊利用者	日帰利用者	利用料金(A)	自主事業利用者	利用料金(B)	利用料金(A+B)
4月	35	0	127,800	47	31,089	158,889
5月	0	0	0	0	9,945	9,945
6月	66	0	234,600	60	52,323	286,923
7月	235	35	814,100	126	205,713	1,019,813
8月	435	23	1,463,300	78	175,477	1,638,777
9月	231	51	864,600	184	100,510	965,110
10月	320	153	1,179,100	122	131,234	1,310,334
11月	244	17	858,900	137	193,222	1,052,122
12月	212	45	816,800	158	82,806	899,606
1月	72	6	271,200	34	25,678	296,878
2月	98	62	415,300	103	134,669	549,969
3月	274	0	930,900	131	212,865	1,143,765
合計	2,222	392	7,976,600	1,180	1,355,531	9,332,131

2. 「菱風荘」料金表

◆宿泊料金(一人当たり) 《コテージ》 定員6名(7棟)

【平日·休日料金】

<u> </u>					11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
受付人数	区分	4名様以上	3 名 様	2 名 様	1 名 様
1名様~	一 般	3, 500円	4,000円	4, 500円	5, 500円
	小·中学生	2,000円	2, 500円	3,000円	_

【休前日·夏季料金】

受付人数	区分	4名様以上	3 名 様	2 名 様	1 名 様
1名様~				5,000円	
1 11 17x ***	小·中学生	2, 500円	3,000円	3, 500円	_

《本館》定員24名(4室)

受付人数	区分	平日·休日	休前日·夏季
10名様~	- 般	3, 500円	4, 000円
	小·中学生	2, 000円	2, 500円

◆日帰り利用料金

	ロカカン	ጥሀ/ሀገን ተ	7 <u>377</u>								
ı	施	設	区	分	利	用	時	間	2時間までの	利用料金	延長1時間につき
	宿泊	白蔵	1	棟	午前1	1時~	~午	後2時	小中学生が過 ^当 以上の団体	半数の10名 1,500円	1, 000円
	本	館	1室(18畳)	午前10	0時~	~午	後3時	その他の団体	3, 000円	1, 000[]

◆その他(自主事業)

- ※本館・調理室利用 700円/1時間あたり
- ※本館・シャワー利用 大人200円 小・中学生100円
- ※体験棟(日帰り利用料金に準ずる)

水の公園福島潟菱風荘 評価基準・評価項目

選	定基準•評価項目	採点基準	配点	評価対象等	
○施	設の平等利用の確保		20		
評価	事業理念·運営方 針	事業理念や実績そして運営方針が公の施設の管理運営にふさわしい内容か。 適切にサービスが提供されており、かつ施設の管理運	10	(様式7)類似施設の管理 業務実績 (様式8)経営理念と申請	
 項 目 	事業の実施内容 及び施設の管理 方法	10	動機 (様式 9)事業計画書 1. 管理運営方針		
○施	設の効用を最大限に	45			
	本市の施策に対する理解	本市の施策に対する理解が図られているか。	5	(様式 8)経営理念と申請 動機 (様式 9)事業計画書 1. 管理運営方針	
	事業計画の具体 性・実現性	5	(様式 9)事業計画書 1. 管理運営方針		
 評	予算の範囲内での適正な執行	提示された指定管理料の範囲において、施設の管理 運営に係る経費が適正に見込まれており、健全な運営 が確保されているか。また、経費節減の取り組みが具 体的に提案され、実現可能と見込めるか。	5	(様式 9)事業計画書 1. 管理運営方針 3. 集客計画 5. 収支計画	
価項目	集客増加の取り組み	集客増加に対する取り組みが具体的か,利用料が管理経費の軽減につながる提案となっているか。	10	(様式 9)事業計画書 3. 集客計画 4. 利用者数見込み	
	要望や苦情への対応	施設に対する要望の聴取方法が具体的に提案されているか。また、苦情等への対応は適切に行われるか。 (体制等になっているか。)	5	(様式 9)事業計画書 10. 要望・苦情への対応	
	管理経費の具体 的な取り組み	5	(様式 9)事業計画書 1. 管理運営方針 5. 収支計画		
	自主事業の提案 内容	10	(様式 9)事業計画書 2. 自主事業計画 5. 収支計画		
○事	業計画に沿った管理	を安定して行う能力	35		
	経営状況の安定 性・信頼性	頼性があるか。	5	決算書, 貸借対照表など	
	従事者の雇用・労 働条件	施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれ、労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件となっているか。また、男女ともに働きやすい職場環境づくりや女性の登用など、ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。	10	(様式 9)事業計画書 6. 組織·人員体制 7. 雇用·労働条件	
評価	人材育成の取り組 み	職員の人材育成が、施設に適した取り組みとなっているか。	5		
項目	安全確保・災害時 の対応	利用者及び近隣住民の安全確保と、災害時等の対応について具体的に提案されているか。	5	(様式 9)事業計画書 8. 安全確保及び緊急時 の対応	
	社会貢献活動及 び環境保護の取り 組み	社会貢献活動(地域活動への参加など)や環境保護 (ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等)への取り組みが図 られているか。	5	(様式 9)事業計画書 9.社会貢献活動及び環 境保護の取組	
	個人情報保護の 取り組み・関係法 令の遵守	個人情報の保護の取り組みや関係法令の遵守などが 適正に行われているか。	5	(様式 9)事業計画書 11. 個人情報の管理体制	
		合 計 (100 点満点)			

資料6

令和3年度 公の施設目標管理型評価書 【指定管理者施設用】

施	Ē	殳	名	水の公園福島潟 菱風荘											
管	理	者	名	愛宕商事株式会社 指定期間 平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日											
担	<u> </u>	当	課	「 潟市北区産業振興課											
所	7.	Έ	地	行為市北区前新田乙364番地1											
根	拠	法	令	B市公園法											
設	置	条	例	新潟市都市公園条例											
施	設	概	要	 ・敷地面積 10,163㎡ ・建築面積 本 館:428㎡(木造2階建て)管理棟兼宿泊施設、宿泊可能人数24名 体験棟:294㎡(木造平屋建て)研修施設 宿泊棟:一般39㎡×6棟・身障者46㎡×1棟(木造平屋建て) 宿泊可能人数6名/棟 ・設置年月 平成12年10月 											

	施	設	設	置	目	的	
宿泊及び研修施設							
	管 理	・運営!	こ 関 す る	5 基 本 ^其	里念,方	針 等	
○水の公園福島潟来	園者に宿泊	研修の場を	提供すること	を目的として	運営する。		
○学校行事や子ども 施設であるとともに る。							
○優良な宿泊・研修 上を図り、子どもた 地域の活性化を図る	ちをはじめ						

令和3年度

視	点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
		目標利用者数の達成	宿泊者3,904人 日帰者1,230人			
市	民	目標稼働率の達成	宿泊稼働率22.9% 日帰稼働率2.1%			
113	K	各サービス向上への取り組 み	利用者アンケートの実施			
		苦情・要望に対する対応	苦情・要望には5営業日以 内に回答			
		設置目的に合致したサービ ス提供	利用推進プランや自主事業 企画を3件以上実施			
財	務	経営の安定化	利用料金12,194千円以上			
知	435	他施設との連携に対する 理解	水の公園福島潟の近隣施設 と福島潟の保全やPRについ て協議会、共同事業を実施			
		改善勧告時の対応の迅速 さ・適切さ	改善内容に応じて軽易なも のは即日、時間を要するも のは1週間以内に対応			
業	務	安全責任者の配置と安全 確保体制の確立	防災訓練年2回以上実施			
		事件・事故発生時の対応 の適切さ	事故発生0件			
		業務仕様書等に定める事 項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人	材	配置人員のミッションの 理解度とスキルの習得度	職員研修を年4回以上実施			
		労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない
- ※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所	管	課	に	ょ	る	総	合	評	価	(所	見)

<問い合わせ先>

新潟市北区役所 産業振興課 文化・スポーツグループ

〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

TEL: 025-387-1195

(月~金曜日午前8時30分~午後5時15分, 祝日除く)

FAX: 025-384-6712

E-mail: sangyo.n@city.niigata.lg.jp

URL: http://www.city.niigata.lg.jp/kita/